

食品保健指導士養成講習会

# 募集要項

受講願書一式

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

## 御 挨拶

本講習会は、厚生労働省による保健機能食品の制度化に伴い、この制度を円滑に運用することにより、消費者を保護し「健康な食生活」を支えるために、当協会が実施するものであります。

当協会では、平成12年に厚生労働省の委託を受け、保健機能食品等について、消費者個人個人が正しく理解し、その判断によって自由に選択し、正しく使用するために、その相談を受け適切な指導ができる専門家の養成について、学識経験者による「保健機能食品等指導者育成に関する調査研究委員会」を設置して検討を行い、その成果は同省から高い評価を得ました。

一方、保健機能食品等の健康・栄養に関連する強調表示については、米国において、「栄養表示と栄養教育に関する法令 NLEA1990」によって実施され、また、FAO/WHO合同食品規格委員会（Codex）においては、健康強調表示に関する検討が行なわれておりまして、科学的根拠に基づいて、健康増進・免疫能の獲得、慢性非感染症の誘発危険要因の低減・除去を食品に用いて取り組むこととしております。

我が国においても、政府によって、規制緩和推進計画及びOTTO本部の決議等を受けて、食薬区分の見直しと併行して健康・栄養に関する強調表示の検討が行われました。厚生労働省は、いわゆる栄養補助食品の表示等について食品衛生調査会に諮問し、同調査会は、平成13年2月、厚生労働大臣に対して「保健機能食品の表示について」の答申を行い、また同省は、平成14年2月、「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」と題する薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会報告書を公表し、専門家の養成の必要性についての考え方を明らかにしております。またFAO/WHO合同食品規格委員会においても、健康・栄養等に関する強調表示を施行する場合には、公的機関による消費者教育が第一に必要であるとしております。

このような状況において、国民に対して保健機能食品等についての正しい情報を提供して、自らの選択に委ねるための相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保は、緊急の課題であると考えます

食品を用いて健康・栄養に関する強調表示及びこれらに関連する保健・医療のあり方を、国民・消費者に正しく理解していただくことは容易なことではありませんが、重要なことと理解しております。また食品の働きについて、消費者にその効用を理解していただき、正しい使用法を普及していくことも、現在の我が国では必須の要件と考えております。

本講習会において、「食品保健指導士」としての必要な知識と技能を修得し、また、その役割と責務を自覚して継続的に勉強されることにより、国民の健康の保持・増進に寄与していただくことを念願しております。

最後に、「食品保健指導士養成講習会」の開催にあたり、御指導、御協力をいただいている関係各位の方々に感謝の意を表する次第であります。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会  
理事長 下田 智久

## 1. 食品保健指導士認定制度の経緯

食品における健康強調表示 health claim や栄養強調表示 nutrition claim については、平成7年3月の規制緩和推進計画に関する閣議決定、及び平成8年3月の市場開放問題苦情処理体制(OTO)本部の決議等を受けて、政府により、食薬区分の見直しと健康・栄養に関する強調表示について検討が行われてきました。平成13年2月、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会は、同省の保健機能食品制度の施行(平成13年4月)にあたり、「保健機能食品の表示等について」の最終報告書を公表し、その中で、食品について国民に正しい情報を提供し、自らの選択に委ねるためには、相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保が必要である旨の提言を行いました。

アドバイザースタッフ育成に関する重要性の高まりの中で、厚生労働省は、平成12年11月、厚生科学特別研究事業として、当協会に対し、「保健機能食品に係わる指導・相談専門家の育成及び指導・相談体制の整備のあり方」について研究委託を行いました。当協会はこれを受けて、学識経験者による「保健機能食品等指導者育成に関する調査研究委員会」(主任研究者：細谷憲政 当協会元理事長)を設置して検討を行い、平成13年3月、その結果を「保健機能食品に係わる指導・相談専門家の育成及び相談体制の整備のあり方に関する調査研究報告書」として厚生労働省に報告しました。

その後、厚生労働省は、平成14年2月、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者の養成に関する指針として、「保健機能食品等に係わるアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」と題する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会報告を公表し、その提案内容は、当協会による平成12年度厚生科学特別研究事業の報告内容を概ね踏襲した形となっています。

このような状況の中、当協会では、前述の厚生労働省の委託研究成果の実現化に向けて、食品保健指導士の養成に関する具体的方策の検討に着手しました。当協会は、国民の健康志向の高まりの中で、消費者に対して健康食品についての適切な指導・助言を行う専門家の養成は社会の要請であり、食品保健指導士認定制度を立ちあげるべく準備に入り、平成13年10月に、食品保健指導士養成講習会を開講しました。

## 2. 食品保健指導士養成講習会の目的

### 1. 講習会の目的

保健機能食品等の普及啓発にあたり、消費者保護の観点から、健康の維持増進に役立つ保健機能食品及び健康食品等の利用方法等について、的確な情報を提供し専門的立場から相談を受け、指導できる方の育成が必要とされております。

本講習会は、食品関連企業等に従事する方、保健医療関係・食品行政関係等に従事する方を対象として、食品保健に係る基本的諸法規をはじめ、食品の安全性、食品の機能・有用性、及び健康と栄養等について、専門的知識を習得するための養成教育を実施することを目的としています。適格者には、「食品保健指導士」の認定資格を授与いたします。

### 2. 「食品保健指導士」とは

「食品保健指導士」とは、次の①～③のすべてに該当する方をいいます。

- ① 消費者が利用する保健機能食品及び健康食品等について、食品のもつ有効な成分活性のための専門的知識を修得している方
- ② 消費者に対して、上記食品の種類や栄養機能、保健の用途に関する食品成分の内容、適正な摂取方法、過剰摂取の防止及び食品と医薬品との相違等を適切に説明し、指導できる方。
- ③ 消費者が日常の食生活において、食品と健康の関わりを理解し、より良い健康状態を維持増進することを専門的にアドバイスできる方。

### 3. 「食品保健指導士」の業務

#### ○食品関連企業等に従事する方の場合

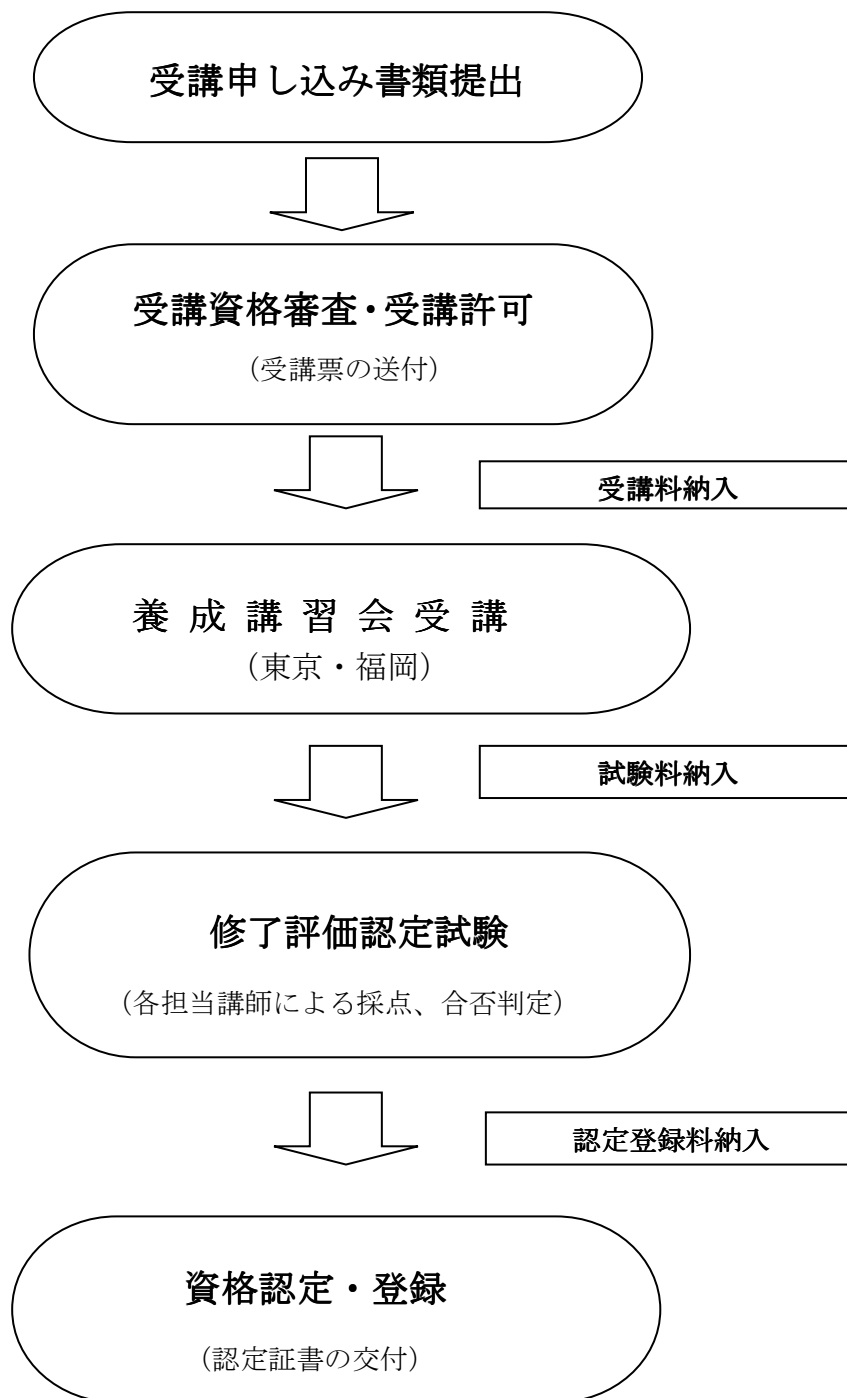
- ・保健機能食品・健康食品等について、企業の研究開発・製造加工・流通販売等の従事者に対して、関連法規を把握させ遵守事項の啓発を行う。
- ・製造・販売する各種食品の法令に基づく表示事項等を点検し適正化を図る。
- ・消費者に対して保健機能食品・健康食品等の正確な知識の普及啓発及びその利用方法等に関する適切な相談・指導を行う。

#### ○保健医療関係・食品行政関係等に従事する方の場合

- ・保健機能食品・健康食品等に関する情報の収集を行い、消費者に対して正確な情報提供を行う。
- ・これらの食品と栄養状態や健康状態との関わり及び的確な利用方法等に関し、

消費者からの相談に応じ、指導を行う。

### 3. 受講書類提出から受講修了・認定資格授与まで



## 4. 受講手続き

### 1. 受講資格

受講希望者は、次のいずれかの要件を満たす方であること。

- ① 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師等の有資格者及びこれらに相当すると認められた方。
- ② 学校教育法に基づく大学を卒業した方で、関連業務に3年以上従事した方。
- ③ 学校教育法に基づく短大・専修学校・高等学校を卒業した方又はこれらの方と同等以上の学力があると認められる方で、関連業務に5年以上従事した方。
- ④ 上記①～③の要件を満たさないが、公益財団法人日本健康・栄養食品協会理事長が受講能力を有すると認めた方。

### 2. 受講申し込み書類

- ① 受講願書（別紙様式1号）
- ② 写真2枚（6カ月以内に撮影された4cm×3cm。裏面に氏名記入のこと）。1枚は受講願書に貼付し、残る1枚は同封して下さい。

### 3. 受講申し込み手続き

- ① 郵送の場合・・・受講申し込み書類を当協会「総務部 教育研修担当」宛に郵送して下さい。
- ② 直接来訪の場合・・・「総務部 教育研修担当」（協会6階）へ受講申し込み書類を提出して下さい。（平日9:00～17:00）

### 4. 講習期間及び願書締め切り

	願書締め切り	講習期間	会場
第45期	平成29年7月14日まで	平成29年7月28日～ 平成29年7月31日	福岡
第46期	平成29年10月10日まで	平成29年10月18日～ 平成29年10月21日	東京

### 5. 受講票の交付

提出された受講願書により受講資格の審査を行い、受講票の交付をもって、受講の許可とします。尚、受講票の発行を受けた方は、期日までに受講料の納入をお願いします。

## 5. 受講料

### 1. 受講料

	会 員	一 般
受講料	72,300 円	87,600 円

(消費税別)

### 2. 納入方法

- ① 受講料等は原則として、受講票到着後 2 週間以内に全額納付して下さい。  
\*納入期日までに入金が確認出来ない場合取り消す事があります。
- ② 受講料等は、当協会指定の郵便振替口座又は銀行口座にお振込み下さい。

## 6. 講習内容

食品保健指導士にとって必須な内容に加え、食品関連企業の現場において役立つ内容を含めた、20科目で構成された全4日間(29時間)の講習内容です。講習会では科目毎のテキストや参考資料、及び総合解説書(当協会編纂・丸善出版(株)刊行)を配布いたします。講習会の中では触れられない内容も盛り込んでありますので、全て目を通すようにし、理解するようにして下さい。

### I. オリエンテーション

- ・健康食品とは？

### II. 食品保健の科学

- ・食品の機能性
- ・免疫と健康食品の活用
- ・栄養アセスメントとは
- ・食事摂取基準と栄養補給
- ・臨床栄養学・病態栄養学
- ・食品成分の利用効率と体内代謝

### III. 食品保健関係法規

- ・食品衛生法、医薬品医療機器等法、JAS法、健康増進法、
- ・食品衛生法、食品衛生、製造・品質管理
- ・消費者基本法、消費者契約法、景表法、特定商取引法、PL法
- ・食品表示法

#### IV. 食品保健のリスク・アナリシス

- ・リスク・アナリシスによる食品の安全性確保
- ・リスク・コミュニケーションの理論と実際
- ・健康食品の相互作用

#### V. 食品保健指導の実際

- ・食品の健康強調表示と科学的根拠
- ・健康食品の企画、開発、流通
- ・生活習慣病予備群における栄養補給と健康食品の活用
- ・保健機能食品（栄養機能食品）、特別用途食品の活用
- ・食品保健の概念と、健康増進への健康食品の活用
- ・健康食品の安全性

## 7. 講習会講師

### 【東京】

- 青山 充 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 事務局長
- 足立 香代子 一般財団法人臨床栄養実践協会 理事長
- 安部 達一郎 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部 コミュニケーション部会
- 稲村 伸二 アサヒフードアンドヘルスケア株式会社 ヘルスケア事業本部 学術部 エグゼクティブ プロデューサー
- 畷山 智香子 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第三室長
- 川島 由起子 聖マリアンナ医科大学病院 栄養部 参与
- 桑崎 俊昭 公益社団法人日本食品衛生協会 食品衛生研究所 所長 専務理事
- 合田 敏尚 静岡県立大学食品栄養科学部 食品栄養科学部長
- 児玉 浩子 帝京平成大学 健康メディカル学部 健康栄養学科 学科長・教授
- 坂間 厚子 アサヒ飲料株式会社 品質保証部・品質保証グループ  
商品第2 チームリーダー
- 櫻井 護 サントリーウエルネス株式会社 健康科学センター 品質部
- 島野 康 元 独立行政法人国民生活センター 参与 ◆ 東京家庭裁判所調停委員
- 関澤 純 食品保健科学情報交流協議会 理事長
- 土田 博 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部兼栄養食品部 部長
- 中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学 学長 ◆ (社)日本栄養士会名誉会長
- 信川 益明 医療法人社団千禮会 理事長 ◆ 日本健康科学学会会長
- 早川 明夫 株式会社皇漢薬品研究所 学術調査室長
- 原田 典子 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 健康食品部 技術参与
- 山田 和彦 女子栄養大学 栄養学部 実践栄養学科 教授

(講師の都合により若干の変更が発生する場合があります)



## 【福岡】

青山	充	公益財団法人日本健康・栄養食品協会	事務局長
朝見	行弘	久留米大学 法科大学院	教授◆弁護士
伊藤	和枝	中村学園大学	名誉教授
稲村	伸二	アサヒフードアンドヘルスケア株式会社	ヘルスケア事業本部 学術部 エグゼクティブ プロデューサー
櫻井	護	サントリーウエルネス株式会社	健康科学センター 品質部
佐藤	匡央	九州大学大学院農学研究院生命機能科学部門	准教授
関澤	純	食品保健科学情報交流協議会	理事長
立川	大介	医療法人 秋水堂◆	副院長
土田	博	公益財団法人日本健康・栄養食品協会	特定保健用食品部兼栄養食品部 部長
中野	修治	中村学園大学大学院栄養科学研究科	科長 教授
原田	典子	公益財団法人日本健康・栄養食品協会	健康食品部 技術参与
堀川	和美	公益財団法人北九州生活科学センター	生活科学部 参与
松井	利郎	九州大学大学院農学研究院生命機能科学部門	教授
宮本	敬久	九州大学大学院農学研究院生命機能科学部門	教授
山田	耕路	崇城大学生物生命学部応用微生物工学科	教授
大和	孝子	中村学園大学栄養科学部栄養科学科	准教授
渡辺	啓子	公立学校共済組合九州中央病院栄養管理室	統括

(講師の都合により若干の変更が発生する場合があります)

## 8. 開催地および定員

### 開催地

第45期食品保健指導士養成講習会：福岡

第46期食品保健指導士養成講習会：東京

\*講習会会場は願書受領後に受講者へご連絡いたします。

### 定員

東京会場は40名、福岡会場は25名といたしますが、定員になり次第受付を終了いたします。

## 9. 修了評価認定試験及び認定証書の交付

- ① 修了評価認定試験は、年間2回実施します。
- ② 養成講習会の全科目を受講後、修了評価認定試験による評価判定を行います。  
修了評価認定試験は在宅方式で、小論文（必須問題3問、選択問題3問）と基礎知識確認試験（オリエンテーションを除く全19科目）の提出によって行われ、その出題及び採点は、各科目担当講師によって行います。
- ③ 修了評価認定試験に合格し、認定登録料を納付した方には、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長名による認定証書が交付され、「食品保健指導士」の認定資格を授与します。
- ④ 認定証書が交付された方は、当協会の「食品保健指導士台帳」に登録されます。
- ⑤ 修了評価認定試験料は、7,600円（消費税別）です。
- ⑥ 認定登録料は、2,000円（消費税別）です。
- ⑦ 食品保健指導士の認定資格は、所定の単位取得による5年毎の更新制となります。認定資格更新手数料は、2,000円（消費税別）です。

## 10. 諸規定

- ① 納入された受講料及び提出された書類は講習会開始後に返却はいたしません。
- ② 受講決定通知書を受領後のキャンセルは、所定のキャンセル料を請求します。
- ③ 修了評価認定試験で不合格となった方は、再試験を受けることができます。
- ④ 認定証書を紛失した時は、速やかに総務部教育研修担当に届け出てください。再発行を希望する場合は、所定の手続きが必要となります。
- ⑤ 食品保健指導士の認定資格の失効  
食品保健指導士がその関わる業務において、食品衛生法、健康増進法、薬機法等関連法規に違反した場合は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会理事長の判断により、食品保健指導士の認定資格を取り消し、登録を抹消いたします。

## 1 1. 日本食品保健指導士会

### 日本食品保健指導士会について

食品保健指導士の資格を取得された方は、「日本食品保健指導士会」(以下指導士会)に入会していただきます。

指導士会は、1) 食品保健指導士の知識・技能の向上を図る、2) 情報の収集と会員に対する普及啓蒙を図る、3) 食品保健指導士相互の親睦を進める、以上のことにより消費者を保護し、もって国民の健康の保持・増進に貢献することを目的として、会員により自主運営されております。

指導士会は、年次総会、研修会、地区勉強会等の開催の他、自治体などが主催する消費啓発講座等への講師派遣や、関係展示会への出展、日本健康科学学会への協力事業等を実施しております。

当協会は、主に指導士会を通じて、食品保健指導士に対し様々な活動支援を行っており、また協会主催の諸イベントへの参加受け入れを行っております。なお指導士会会員には、指導士会会報のほか、随時、関連情報やセミナー等の資料をお送りしております。



**【お問い合わせ先】**

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27 6階

総務部 教育研修担当

TEL : 03-3268-3160

FAX : 03-3268-3136

e-mail : [kensyu@jhnfa.org](mailto:kensyu@jhnfa.org)